

盛岡市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年2月12日

|         |       |
|---------|-------|
| 盛岡市監査委員 | 熊谷喜美男 |
| 同       | 藤尾善一  |
| 同       | 佐藤敬三  |
| 同       | 川村幸子  |

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成25年10月2日付け25盛監第61号 |
| 2 対象部署及び事項   | 市民部及び農林部に係る指摘事項      |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。              |

25 盛 ス 第 146 号

平成 25 年 12 月 26 日

盛岡市監査委員 藤 尾 善 一  
盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 10 月 2 日付け 25 盛監第 61 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（スポーツ推進課）

- 1 学校屋外運動場照明施設の鍵の管理事務業務委託 12 件の契約に当たり、予定価格を定めていないものがすべてに見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託契約 62 件について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) すべての契約に当たり、予定価格を定めていないもの
  - (2) 盛岡市随意契約見積参加者心得に基づかない見積書により相手方を決定しているもの
  - (3) すべての契約価格の決定に当たり、見積金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算していないもの
  - (4) すべての契約書の作成に当たり、契約相手方が課税事業者でないのに消費税額等を併記しているもの

2 措置の状況

- (1) 学校屋外運動場照明施設の鍵の管理事務業務委託に係る契約について

ア 措置の内容

課員全員に、盛岡市財務規則に則った適正な事務処理の遵守を徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

当該業務委託においては、予定価格を定める必要がないと誤認していたこと及び決裁権者のチェックが十分に行なわれなかったことが原因である。

今後は、契約事務に関するチェックシートを作成し複数職員による相互チェックを行うとともに、課内研修を行い再発防止に努める。

(2) 盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託に係る契約について

ア 措置の内容

- (ア) 課員全員に、盛岡市財務規則に則った適正な事務処理の遵守を徹底した。
- (イ) 課員全員に、盛岡市随意契約見積参加者心得に則った適正な事務処理の遵守を徹底した。
- (ウ) 課員全員に、盛岡市随意契約見積参加者心得に則った適正な事務処理の遵守を徹底した。
- (エ) 課員全員に、契約の相手方に応じた契約金額の記載方法について、周知徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

- (ア) 当該業務委託においては予定価格を定める必要がないと誤認していたこと及び決裁権者のチェックが十分に行われなかったことが原因である。今後は、契約事務に関するチェックシートを作成し複数職員による相互チェックを行うとともに、課内研修を行い再発防止に努める。
- (イ) 見積徴取相手方から提出された見積書に「盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾の上見積する」旨の記載がなかったにも関わらず、担当職員が見落とししたこと及び決裁権者のチェックが十分に行われなかったことが原因である。今後は、契約事務に関するチェックシートを作成し複数職員による相互チェックを行うとともに、課内研修を行い再発防止に努める。
- (ウ) 見積書提出依頼において、「見積書記載金額は、盛岡市随意契約見積参加者心得に拠らず、契約希望金額で記載する」旨の口頭指示を行い、文書での明示を欠いたことが原因である。今後は、契約事務に関するチェックシートを作成し複数職員による相互チェックを行うとともに、課内研修を行い再発防止に努める。
- (エ) 相手方が課税事業者ではない契約において、誤って課税事業者と同様の契約書を使用したことが原因である。今後は、契約事務に関するチェックシートを作成し複数職員による相互チェックを行うとともに、課内研修を行い再発防止に努める。

25 盛 農政 第 401 号

平成 25 年 11 月 28 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男  
盛岡市監査委員 藤尾 善一  
盛岡市監査委員 佐藤 敬三  
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 10 月 2 日付け 25 盛監第 61 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（農林部農政課）

補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 盛岡市農業用施設等維持改良事業補助において、受益戸数 11 戸からなる組合への水路改修補助であるにも関わらず、個人名による交付申請書・交付請求書により交付しているもの
- (2) 平成 24 年度盛岡市農業振興等対策費補助において、事業着手年月日が補助金交付契約年月日以前となっている事業実績書を受領し、交付しているもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 盛岡市農業用施設等維持改良事業補助において、複数の受益者からなる組合への水路改修補助の場合、団体名と代表者の肩書を記載した交付申請書・交付請求書のみ受領し交付することとした。また、申請者に対しても同様に記載方法を指導することとした。

イ 盛岡市農業振興等対策費補助において、誤って事業着手年月日を補助金交付契約年月日以前と記載された事業実績書は、正しい事業着手年月日に訂正して差替えさせた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

今回の指摘事項に関して、その必要性について認識が欠落していた。御指摘の趣旨を踏まえ、今後は今回指摘事項に該当しなかった補助金の交付も含めて、十分に

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

精査し適正な事務に努めることとするとともに、書類のチェックの徹底、課内で共通認識を図るための研修を実施することとした。